

発議案第1号

保育士配置基準の引き上げの早期完全実施と更なる改善を求める意見書  
について

上記の議案を別紙のとおり、匝瑳市議会会議規則第14条第2項の規定により  
提出します。

令和7年12月22日提出

匝瑳市議会議長 都祭 広一 様

提出者 文教福祉常任委員会  
委員長 近藤 魁人

提案理由

発議案第1号

保育士配置基準の引き上げの早期完全実施と更なる改善を求める意見書  
について

本案は、陳情第1号 保育士配置基準の引き上げの早期完全実施と更なる改善  
を求める意見書提出を求める陳情書の採択に伴い、地方自治法第99条の規定に  
より意見書を提出いたしたく、別紙のとおり提案いたすものであります。

## 保育士配置基準の引き上げの早期完全実施と更なる改善を求める意見書

保育所は、子育てを支える施設であり、幼い子どもの発達を保障し、命を守るために不可欠な社会的資源になっています。

保育所の機能拡充が進む一方で、職員配置や施設基準の改善は進まず、職員の負担増が深刻になっています。保育所での事故が増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっています。

国は2024年4月に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を改定し、4・5歳児25人に対し保育士1人、3歳児15人に対し保育士1人としましたが、期限の定めのない経過措置が設けられています。また、1歳児の配置基準引き上げ（5対1）については、法令改定はされず、2025年度予算に加算措置が盛り込まれましたが、要件が厳しく対象となる施設が限定されています。

全ての施設において基準以上の条件での保育を実現するために、1歳児の加算要件をなくした上で法令改定により基準を引き上げること、3歳児、4・5歳児は経過措置を撤廃すること、保育士等職員の負担を軽減し、子ども一人一人に対して丁寧な関わりを保障するために全ての年齢で基準を更に改善することが、保育現場と保護者の切なる願いです。

この内容を踏まえ、国におかれては、保育士配置の基準引き上げの早期完全実施と更なる改善を実施することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月22日

千葉県匝瑳市議会議長 都祭 広一

内閣総理大臣 高市 早苗 様

内閣府特命担当大臣（こども政策） 黄川田 仁志 様

こども家庭庁長官 渡辺 由美子 様

文部科学大臣 松本 洋平 様

財務大臣 片山 さつき 様

衆議院議長 額賀 福志郎 殿

参議院議長 関口 昌一 殿